

締約国に関する情報
S V

エルサルバドル

附属書 B 1
S V

一般情報

国内官庁の名称	National Center of Registries (CNR) (El Salvador) (国立登録センター (CNR) (エルサルバドル))
所在地及び郵便のあて名	1ª Calle Poniente y 43 Avenida Norte, Número 2310, San Salvador, El Salvador
電話番号	(503) 2593 5151, 2593 5444
電子メール	patentes@cnr.gob.sv
インターネット	www.cnr.gob.sv
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理しない
エルサルバドルの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により国立登録センター (CNR) (エルサルバドル) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)
エルサルバドルが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国立登録センター (CNR) (エルサルバドル) (国内段階参照)
エルサルバドルを選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案
国際型調査に関するエルサルバドルの規定	なし
国際公開に基づく仮保護	なし
エルサルバドルが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報	
エルサルバドルが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか, 又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合, 管轄官庁は当該要件を満たすよう出願人に求める。
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)